

11月は「労働保険適用促進強化月間」です

労働者（パート・アルバイトを含む）を1人でも雇っている事業主は、労働保険（労災保険・雇用保険）に加入することが法律で義務付けられています。

まだ、加入手続きがお済でない事業主の方は、労働者の方が安心して働ける職場作りと安定した事業経営を図るため、所轄の労働基準監督署・公共職業安定所（ハローワーク）で加入の手続きを行ってください。

**【お問い合わせ先】**

福岡県労働局総務部労働保険徴収課

TEL 092 (434) 9835

福岡労働局ホームページ <http://fukuoka-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>